

「固定資産の異動」についてお知らせください

土地の異動や家屋の新築、増改築、取り壊しなどについては、税務出納課で調査を行っていますが、調査漏れをなくすため、次のような固定資産の異動がありましたら、5月15日に送付の納税通知書に同封いたしました「所有建物確認のお願い」のハガキに記入し投函いただくか、電話などでお知らせください。

●土地について

土地の現況（利用状況）が変わったとき

※田畑や原野を造成して、宅地や駐車場、資材置き場にした場合など

●家屋について

家屋（建物）に異動があったとき

※建物を新築、増改築した場合や、建物を取り壊した場合

住宅用の新築家屋に対する税の軽減

住宅用の新築家屋の床面積が50㎡以上280㎡以下のものは、120㎡相当分について初年度から3年間、固定資産税の税額が2分の1に軽減されます。

※長期優良住宅の認定を受けた新築家屋は、初年度から5年間、税額が2分の1に軽減されます。
※都市計画税は軽減されません。

改修した家屋に対する税の軽減

次の①～③に該当する改修は、固定資産税の軽減が受けられます。

- ①省エネ改修
- ②バリアフリー改修
- ③耐震改修

※対象となる家屋の要件や減額措置がそれぞれ異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】

税務出納課資産税係
☎85-6133



自然豊かなオフィス環境で次代を築いてみませんか？
白鷹ソフト小村の入居者を募集します

↑入居を募集する施設
(Aタイプ)の外観

▼内容 ビジネスオフィス（1戸建）1棟

《内訳》

Aタイプ1棟（2階建約70坪）

「使用料」5万8620円/月

▼入居について

①入居日 9月から（5年以内の使用が可能な方）

②経費 使用に伴う経費は実費負担となります

▼募集期間 8月14日（月）～8月31日（木）

▼申込方法 提出書類などに必要な事項を記入のうえ、商工観光課へ提出してください。

※提出方法は、郵送または持参のみとします。

※提出書類など、詳細は町のホームページをご覧ください。

▼選考方法 白鷹ソフト小村使用許可選考委員会において選考します。

▼その他 施設の利用には一定の条件があります。詳しくはお問い合わせください。

【申し込み・問い合わせ】

商工観光課商工振興係
☎87-0696

これまで、白鷹ソフト小村の入居資格は、情報産業を営む個人・法人に限定されていましたが、研究開発や起業、新事業の創出、新分野への進出など、入居条件を拡充し地域産業の育成も支援しながら、地域経済の活性化を図っていきたく考えていますので、ぜひご活用ください。

▼所在地 鮎貝1520-1